

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十八号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則（昭和二十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（組織）」に改め、同条第二項中「九州新幹線西九州ルート整備課」を「九州新幹線西九州ルート整備推進室」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第四条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項から第十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十五項中「九州新幹線西九州ルート整備課」を「九州新幹線西九州ルート整備推進室」に改め、同項を同条第十四項とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。